

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部 県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（子ども・家庭支援課）

一

### 告 示

○生活保護法等による指定介護機関の廃止の届出

（社会福祉課）

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）

（障害福祉課）

五

○県営土地改良事業の換地処分

（農村整備課）

五

○保安林の指定の解除の予定

（森林整備課）

六

### 公 告

○令和四年度個人情報保護の保護制度の運用状況

（県政情報・文書課）

六

○令和四年度情報公開条例の運用状況

（同）

八

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

九

### 企 業 局

○企業局財務規程の一部を改正する管理規程

九

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の四の次に次の二条を加える。

（親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の開始の届出等）

第五条の四の二 法第三十四条の七の二第二項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業開始届（様式第五号の七の二）によって行うものとする。

2 法第三十四条の七の二第三項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業変更届（様式第五号の七の三）によって行うものとする。

3 法第三十四条の七の二第四項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業廃止・休止届（様式第五号の七の四）によって行うものとする。

（妊産婦等生活援助事業の開始の届出等）

第五条の四の三 法第三十四条の七の五第二項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（様式第五号の七の五）によって行うものとする。

2 法第三十四条の七の五第三項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（様式第五号の七の六）によって行うものとする。

3 法第三十四条の七の五第四項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止・休止届（様式第五号の七の七）によって行うものとする。

様式第五号の七の次に次の六様式を加える。

親子再統合支援事業 開始届  
社会的養護自立支援拠点事業  
意見表明等支援事業

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名  
(法人であるときは、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業)を開始したので、児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
  - 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地)
  - 3 条例、定款その他の基本約款
  - 4 職員の定数及び職務の内容
  - 5 主な職員の氏名及び経歴
  - 6 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
  - 7 事業開始の予定年月日  
(添付書類)
- 1 収支予算書
  - 2 事業計画書

親子再統合支援事業 変更届  
社会的養護自立支援拠点事業  
意見表明等支援事業

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名  
(法人であるときは、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業)について、年月日付けで届出をした事項に変更があったので、児童福祉法第34条の7の2第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の変更前後の比較  
変更前  
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の(予定)時期

様式第5号の7の4 (第5条の4の2関係)

親子再統合支援事業 廃止・休止届  
社会的養護自立支援拠点事業 意見表明等支援事業

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名  
(法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けの届出によつて開始した親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業)を 廃止 したいので、児童福祉法第34条の7の2第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止し、又は休止しようとする年月日(休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間も記載すること。)
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 現に便宜を受けている児童等に対する措置

様式第5号の7の5 (第5条の4の3関係)

妊産婦等生活援助事業開始届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名  
(法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 7 事業開始の予定年月日  
(添付書類)

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

様式第5号の7の6 (第5条の4の3関係)

妊産婦等生活援助事業変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名

(法人であるときは、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業について、 年 月 日付けで届出をした事項に変更があつたので、児童福祉法第34条の7の5第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の変更前後の比較  
変更前  
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の(予定)時期

様式第5号の7の7 (第5条の4の3関係)

妊産婦等生活援助事業廃止・休止届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名

(法人であるときは、主たる事務所の)  
(所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けの届出によつて開始した妊産婦等生活援助事業を 廃止 した  
いので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止し、又は休止しようとする年月日(休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間も記載すること。)
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 現に便宜を受けている児童等に対する措置

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

# 告 示

○宮城県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
老人保健施設松島みどりの家	宮城県松島町高城字浜一―二六	医療法人友仁会	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	令和五年十二月三十一日

○宮城県告示第百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二二〇七〇二一	パッソアパッソ石巻（石巻市門脇字浦屋敷八十三番地二十四）	就労継続支援B型	株式会社なでし子	令和六年三月一日

○宮城県告示第百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二二〇三六一	ManabyCRE（柴田郡大河原町字町一七一）	就労移行支援、就労継続支援B型	株式会社manaby	令和六年三月一日

○宮城県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称  
川北2期地区

二 処分の年月日

令和六年二月二十一日

○宮城県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所  
加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 解除の理由  
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 公 告

○個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第二十条の規定により、令和四年度における個人情報の保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,485件

2 開示請求の件数及びその決定内容

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容					処理中	
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存		その他
289	27	221	4	0	24	13	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					合 計
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存	
知 事	53	11	23	2	0	13	4
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	18	10	5	1	0	2	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	1	0	0	0	0	1	0
警 察 本 部 長	213	2	193	1	0	8	9
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 院 人 権 法 機 関	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 院 法 院	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 院 法 院	0	0	0	0	0	0	0
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学	2	2	0	0	0	0	0
合 計	289	27	221	4	0	24	13

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

3年度からの継続分	4年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			却下	棄却	一部認容	認容		
18	9	27	0	3	2	0	0	22

(2) 概要

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
令和2年2月2日	措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	棄 却
令和2年10月6日	顧問の記録関係文書に記載された個人情報の不存決定に対する審査請求	棄 却
令和2年10月6日	顧問の記録関係文書に記載された個人情報の不存決定に対する審査請求	棄 却
令和2年12月25日	職員調査関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
令和2年12月25日	職員調査関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	一部認容
令和3年4月9日	保健所相談記録関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年4月9日	保健所相談記録関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年4月9日	保健所相談記録関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年7月5日	訴訟関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	審 理 中
令和3年8月4日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年8月4日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年11月4日	監察請求関係文書に記載された個人情報の不存決定に対する審査請求	審 理 中

令和4年4月4日	砂防ダム関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年4月18日	事故報告関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年5月26日	優生手術関係文書に記載された個人情報の不存決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年8月20日	生徒の事故報告関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年12月13日	県の訴状関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	審 理 中
令和5年2月24日	生徒の事故報告関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和5年2月24日	生徒の事故報告関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件

4 口頭による開示請求の件数 42,364件

5 訂正請求の件数及びその決定内容 0件

6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 4件

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
令和3年10月24日	罷免請求関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年4月22日	罷免請求関係文書に記載された個人情報の非訂正決定に対する審査請求	審 理 中

7 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件

8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 4件

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
令和3年10月24日	罷免請求関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中
令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中

令和3年10月24日	苦情申出関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中
令和4年4月22日	罷免請求関係文書に記載された個人情報の非利用停止決定に対する審査請求	審 理 中

9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件

10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により令和四年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和六年三月五日

宮 城 県 知 事 井 澤 雄 一

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						処理中
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	
1,256	583	340	10	9	86	228	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

実施機関名	区 分	件 数	決 定 内 容						その他
			開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	
知 事	事	1,047	523	242	7	4	58	213	
公 営 企 業 管 理 者		5	1	2	0	0	0	2	
教 育 委 員 会		63	26	19	0	3	8	7	
選 挙 管 理 委 員 会		49	17	27	1	0	4	0	

人 事 委 員 会	6	2	2	0	0	1	1
監 査 委 員	1	1	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	2	0	2	0	0	0	0
警 察 本 部 長	70	9	39	2	2	14	4
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 規 人 事 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 規 人 事 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学	4	3	1	0	0	0	0
宮 城 県 住 宅 供 給 公 社	1	0	0	0	0	1	0
宮 城 県 道 路 公 社	4	0	4	0	0	0	0
宮 城 県 土 地 開 発 公 社	1	0	0	0	0	0	1
合 計	1,256	583	340	10	9	86	228

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

3年度からの継続分	4年度の不届申立て	処 理 状 況				取下げ	審理中
		計	裁 却	決 却	認 容		
15	10	25	0	0	1	3	0
審査請求							21

(2) 概要  
1 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不届申立て年月日	件 名	処 理 状 況
令和2年11月24日	暴力行為件数等調査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
令和3年1月6日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	認容
令和3年2月3日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	認容
令和3年2月3日	保育園関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	認容
令和3年2月3日	林地開発許可関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年2月3日	林地開発許可関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年3月14日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年3月17日	東日本大震災報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年4月16日	公共事業関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年6月14日	林地開発許可関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年9月24日	県立がんセンターのあり方検討会議関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年10月19日	公立高等学校定員内不合格者数関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和3年12月7日	個人情報紛失関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中

令和3年12月7日	個人情報紛失関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和4年2月7日	行方不明者関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審理中
令和4年4月4日	砂防ダム関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	審理中
令和4年4月4日	砂防ダム関係文書に係る開示請求却下処分に対する審査請求	審理中
令和4年4月4日	選難計画関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和4年4月18日	教職員のコンプライアンス確認関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和4年6月17日	公立高等学校定員内不合格者数関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審理中
令和4年7月6日	生徒の健康診断関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	審理中
令和4年8月19日	ダム工事部点関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審理中
令和4年8月29日	生徒の事故報告関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審理中
令和4年9月6日	境界確認図関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	審理中

口 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（一区）に含まれる 柴田郡大河原町大字上谷前四十一番五

地域の名称 柴田郡大河原町字新南六十一番地十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 株式会社コスモ測量設計

企業局

○宮城県企業局建設課課長印

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。  
令和六年三月五日

宮城県公営企業管理者 佐藤 達也

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「納入通知書」を「納入通知書（第二十四条の三の規定によるものを除く。）」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、第二十四条の三の規定による納入通知により納付される場合は、領収証の交付を省略することができる。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（現金の領収の特例）

第二十四条の三 収入徴収者は、納入義務者が納付すべき収入金を指定する口座に振り込むよう、第

二十条第一項の規定による納入通知をすることができる。

第二十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第二十四条の三の規定による納入通知により納付される場合は、領収済通知票の通知を省略することができる。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。